

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月19日 14時10分ごろ
発生場所	広島県福山市田尻漁港南方沖 福山港小皇后灯標から真方位359° 2.0海里付近 (概位 北緯34° 24.8′ 東経133° 23.2′)
事故の概要	旅客船第二べんてんは、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年3月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 第二べんてん、16トン
船舶番号、船舶所有者等	273-10196広島、有限会社Aライン（A社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損、船尾船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、満潮時刻 09時58分、潮高 約349cm、干潮時刻 16時08分、潮高 約99cm（福山）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客50人を乗せ、遊覧の目的で、田尻漁港を出港し、福山市田尻町南部の棧橋に向かった。</p> <p>本船は、船長がA社から、田尻漁港南東方沖から田尻町南部の棧橋に直線で向かう航路（以下「本件航路」という。）を航行するよう指示を受けていたが、旅客を楽しませようと思い、本件航路より岸側に寄せて約5～6ノットの対地速力で南西進中、田尻漁港南方の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁に通報するとともに福山市に報告し、来援した漁船及びプレジャーボートに旅客を移乗させ、潮位が上がるのを待つて自力離礁した。</p> <p>船長は、本件浅瀬の存在を知っていたものの、水路調査をしていなかったため、本件航路より岸側の詳しい水深を知らなかった。</p> <p>船長は、ふだん、福山市鞆町鞆から福山市鞆町後地仙酔島に渡る渡船の運航に従事していたが、本事故当日は田尻町の祭りにおいて船上から岸に咲いている花を見る遊覧船としてA船の運航をしており、本事故の4年前にも1度同祭りでA船を運航した経験があったものの、4年前には本件航路より岸側に漁具が設置されていたので、本件航路上を航行していた。</p> <p>船長は、本事故当日、本件航路より岸側を同じ進路で5往復してい</p>

	<p>たので、本件浅瀬に乗り揚げることはないと思っていたが、潮位が徐々に下がり乗り揚げたと、事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.60m、船尾約1.45mであった。</p>
分析	<p>本船は、南西進中、船長が、本件航路より岸側の詳しい水深を知らなかったが、旅客を楽しませようと思い、本件航路より岸側に寄せて航行を続けたことから、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が南西進中、船長が、本件航路より岸側の詳しい水深を知らなかったが、旅客を楽しませようと思い、本件航路より岸側に寄せて航行を続けたため、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、遊覧の目的で航行する場合、事前に指示された航路を航行すること。 ・ 船長は、事前に海図等を用いて航行予定海域の水路調査を行うこと。